

## 火災予防上の命令を受けている対象物一覧（令和7年8月4日現在）

No.	項 目	内 容
1	防火対象物の所在地	五所川原市字川端町 66 番地 9
	防火対象物の名称	有限会社高橋商事川端町飲食店舗②
	命令を受けた者	有限会社高橋商事 代表取締役 高橋 作蔵
	命令事項	令和7年9月17日までに自動火災報知設備を設置すること。
	命令発令日	令和7年8月4日

No.	項 目	内 容
2	防火対象物の所在地	五所川原市字寺町 57 番地 1
	防火対象物の名称	有限会社高橋商事寺町飲食店舗
	命令を受けた者	有限会社高橋商事 代表取締役 高橋 作蔵
	命令事項	令和7年9月17日までに自動火災報知設備を設置すること。
	命令発令日	令和7年8月4日